(ロ)　(イ)の圧力調整装置の開口部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。

$$A_{dmp}=0.04VH$$

この式において、A_{dmp}、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{dmp}　必要開口面積（単位　平方メートル）

V　遮煙開口部を通過する排出風速（単位　一秒間につきメートル）

H　遮煙開口部の開口高さ（単位　メートル）

(ii)　遮煙開口部に設けられた戸が、イ(4)の送風機を作動させた状態で、百ニュートン以下の力で開放することができるものであること。

ニ　第一号ト及びチに掲げる基準に適合すること。

ホ　法第三十四条第二項に規定する建築物における付室の排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとすること。

ヘ　火災時に生ずる煙が付室に侵入することを有効に防止することができるものとすること。

附　則

この告示は、平成二十一年九月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十三の三第三項第二号の規定に基づき、昭和四十五年建設省告示第千八百二十三号の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日　　国土交通大臣　金子　一義

第一各号列記以外の部分中「次に」を「、次に」に、「ものとすること」を「ものとする」に改め、第一第一号中「向つて」を「向かつて」に、「窓」という」を「同じ」に改め、第一第二号中「窓は」を「外気に向かつて開くことのできる窓は」に改め、第一第三号中「窓の」を「外気に向かつて開くことのできる窓の」に、「建築基準法施行令」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）」に、「附室」を「付室」に改める。

第二　排煙設備にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。

一　最上部を直接外気に開放する排煙風道による排煙設備　次に掲げる基準に適合するものとする。

イ　排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

ロ　排煙口は、開口面積を四平方メートル（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、六平方メートル）以上とし、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ハ　排煙口には、第一第四号の例により手動開放装置を設けること。

ニ　排煙口は、ハの手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

ホ　排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、九平方メートル）以上とし、鉛直に設けること。

ヘ　給気口は、開口面積を一平方メートル（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、一・五平方メートル）以上とし、乗降ロビーの床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分をいう。）に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、三平方メートル）以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。

ト　電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。

チ　電源、電気配線及び電線については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定に適合するものであること。

リ　火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出することができるものとすること。

二　排煙機による排煙設備　次に掲げる基準に適合するものとする。

イ　排煙口は、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ロ　排煙機は、一秒間につき四立方メートル（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、六立方メートル）以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動するものとすること。

ハ　第一号イ、ハ、ニ及びヘからチまでに掲げる基準に適合すること。

ニ　火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出することができるものとすること。

三　令第百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備　次に掲げる基準に適合するものとする。

イ　平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一又は第二に掲げる基準に適合するものであること。

ロ　火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出することができるものとすること。

四　乗降ロビーを加圧するための送風機を設けた排煙設備　次に掲げる基準に適合するものとする。

イ　乗降ロビーに設ける給気口その他の排煙設備にあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(1)　給気口その他の排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

(2)　給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(i)　第一第四号の例により手動開放装置を設けること。

(ii)　給気風道に直結すること。

(iii)　開放時に給気に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有するものであること。

(3)　給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造であること。

(4)　(2)の給気口には、送風機が設けられていること。

(5)　送風機の構造は、給気口の開放に伴い、自動的に作動するものであること。

ロ　乗降ロビーは、次の(1)から(5)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室（乗降ロビーと連絡する室をいう。以下同じ。）又は当該空気逃し口を設けている一般室（隣接室と連絡する室のうち乗降ロビー以外の室をいう。以下同じ。）と連絡する隣接室と連絡しているものであること。

(1)　イ(2)の給気口の開放に伴つて開放されるものであること。

(2)　次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。

(i)　直接外気に接するものであること。

(ii)　厚さが〇・一五センチメートル以上の鉄板及び厚さが二・五センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造られており、かつ、常時開放されている排煙風道と直結するものであること。

(3)　次の(i)及び(ii)に該当する構造の戸その他これに類するものを設けること。

(i)　(1)の規定により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合は、この限りでない。

(ii)　開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。

(4)　不燃材料で造られていること。

(5)　開口面積（平方メートルで表した面積とする。ハ(2)(i)ロにおいて同じ。）が、次の式で定める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が零以下となる場合は、この限りでない。